

杉並区長 宛

助成金交付申請書

杉並区リユース容器活用支援助成金交付要綱第8条の規定に基づき、必要書類を添付し助成金の交付申請をします。申請に当たっては、同要綱第3条2項に該当していないことを宣誓するとともに注意事項を確認しました。



1 申請者及び申請内容

申請者区分	<input type="checkbox"/> 区内中小企業者(法人) <input type="checkbox"/> 区内中小企業者(個人事業主) <input type="checkbox"/> 商店街組合等 <input type="checkbox"/> その他()		
フリガナ 申請者氏名 (法人は名称及び代表者氏名)			印 <small>ゴム印やスタンプ印は不可 導入報告で提出いただく請求書にも同一印が必要です。</small>
所在地 (法人は事業所の所在地)	〒 -		
電話番号 (区からの問合せ先)	連絡先①() - 連絡先②() -		
対象設備等 及び 交付申請金額	種類(該当する設備等全てにチェック)		
	<input type="checkbox"/> リユース容器	上限20万円	0 0 0 円
	<input type="checkbox"/> 業務用食器洗浄機等	上限50万円	0 0 0 円
	<input type="checkbox"/> リユース容器シェアリングサービス	上限50万円	0 0 0 円
	合計		0 0 0 円
導入予定日	年 月 日	導入完了予定日	年 月 日
確認事項	<input type="checkbox"/> 同一年度内に国、都又は区から同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けていません。		

事務処理欄 (記入不要)			
受付日	受付者	入力日	入力者
/		/	

2 添付必要書類

【共通】

- 事業概要（第2号様式）
- 助成対象経費の内訳が分かる契約書の写し又は見積書の写し
- 利用計画書（第3号様式）
- 本人確認書類の写し
- 店舗の写真
- 営業許可書又は営業届出書（控）の写し（区内での営業がわかること）
- 使い捨てプラスチック容器の写真

【申請者別に必要な書類】

- （区内中小企業者で法人の場合）商業登記の現在事項証明書の写し
- （区内中小企業者で個人事業主の場合）商業登記の現在事項証明書又は直近の確定申告書の写し
- （商店街組合等の場合）定款等の写し、組合委員名簿

【助成対象別に必要な書類】

- （リユース容器）購入するもののカタログ・パンフレットの写し
- （業務用食器洗浄機）導入する機器の型式が分かるカタログ・パンフレットの写し
- （業務用食器洗浄機）設置予定場所の現況写真 ※撮影日が認識できるもの
- （リユース容器シェアリングサービス）サービスの内容がわかる書類の写し

3 要綱第3条2項(いずれかに該当する場合、助成金の交付を受けることはできません。)

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号及び杉並区暴力団排除条例(平成24年3月22日条例第5号)第9条の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反するもの及びそのおそれのあると認められるとき。
- (3) 同一申請者につき、同一年度内にこの要綱に基づく助成金の交付を受けているとき。なお、商店街組合等の申請により、リユース容器、業務用食器洗浄機等又はリユース容器シェアリングサービスを導入した当該組合等の構成員についても同一年度においてこの要綱に基づく助成金の申請はできないものとする。
- (4) 当該年度に国、都又は区から同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けているとき。なお、商店街組合等については、当該組合などの構成員が区に、都又は区から同様の趣旨の他の補助金の交付を当該年度中に受けている場合、当該構成員を除いて申請するものとする。
- (5) その他区長が必要でないと認めたとき。

4 申請に当たっての注意事項

- (1) この申請に基づく交付決定がなされる前に対象設備等を導入した場合は、助成金の交付を行うことはできません。
- (2) 申請後、「交付決定通知書」「導入報告書」等を事業所の所在地に郵送します。
- (3) 対象設備等導入後に導入報告を行う必要があります。導入報告は全ての必要書類を添えて、交付決定のあった日の属する年度の3月20日(その日が杉並区の休日を定める条例第1条第1項に定める休日に当たるときは、当該休日の直前の平日)までに行ってください。
- (4) 区が設備の設置等の状況を確認するため、現地調査等を行う場合又は書類の提出を求めることがあります。
- (5) 設備は善良なる管理者の注意をもって管理してください。
- (6) リユース容器を使用して食品を販売したときは、使用済みリユース容器の返却又は回収に係る案内並びに回収ボックスの設置及び管理等が適切に行われるよう努めるものとする。
- (7) 業務用食器洗浄機等を導入する事業に係る助成の交付決定者は、業務用食器洗浄機等の設置及び使用による騒音等の発生の防止に配慮し、周辺環境の保全に努めるものとする。